

命 令 書

申立人 日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部

被申立人 大藤生コン三田株式会社

主 文

被申立人は、申立人から申入れのあった平成 5 年10月28日付け団体交渉申入書に関する団体交渉に速やかに応じなければならない。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者等

(1) 被申立人大藤生コン三田株式会社（以下「大藤」という）は、肩書地に本店を置き、生コンクリート（以下「生コン」という）の製造及び販売業を営んでおり、その従業員は本件審問終結時21名である。

(2) 申立人全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下「組合」という）は、肩書地に主たる事務所を置く労働組合であって、関西地区において主にセメント、生コンの製造及び運送に従事する労働者で組織しており、その組合員は本件審問終結時約1,700名である。

組合の大藤生コン三田分会（以下「分会」という）は、後記(3)の申立外有限会社土勝建材（以下「土勝」という）に雇用され、大藤の事業所内で生コン運送業務に従事する運転手 X 1（以下「X 1」という）によって平成 5 年 8 月30日に結成されたもので、分会員は本件審問終結時、X 1 1 名である。

なお、大藤には、全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部北六甲分会大藤班（以下「運輸一般労組」という）がある。

(3) 土勝は、大藤の肩書地において、大藤の生コン運送業務を行っていたが、平成 5 年 8 月31日に解散し、本件審問終結時現在清算手続中である。なお、解散時の従業員は 3 名であった。

2 本件申立てに至る経緯について

(1) 大阪市内で申立外大藤生コンクリート株式会社を経営していた Y 1 は、兵庫県三田市への事業進出を計画したが、県外企業の進出となるため同業者の反対にあい困難になり、新会社の設立を計画した。

平成元年 9 月21日、Y 1 が代表取締役、Y 2 及び Y 3 が取締役、Y 4（Y 1 及び後記 Y 5 の父）が監査役となり、大藤の肩書地に、土勝が設立された。土勝の定款では、資本の総額は金2,000万円、出資一口の金額は金1,000円で、出資の口数は Y 1 12,000口、Y 2、Y 3 各3,000口、

Y 4 2,000口と定められているが、実際には出資金の出損はなされていなかった。

同年10月20日、大藤が設立され、代表取締役はY 1（以下「Y 1」という）が、取締役はY 3、Y 6、Y 2が、監査役にY 4がそれぞれ就任し、同社が生コンの製造及び販売を行う事業主体となった。大藤の定款では、大藤の発行する株式の総数は160株、一株の金額は5万円で、設立に際して発行する株式の総数は40株であり、発起人が引き受けた株数はY 1 33株、他6名が1株ずつであった。

- (2) 平成3年6月頃、Y 1は、兄であるY 5（以下「Y 5」という）から、大藤の生コン運送の仕事をしたいと頼まれ、これを承諾し、Y 5に大藤の生産する生コンの約2割を運送させることとした。

このため、大藤は、同月13日、自動車販売業者に10トンミキサー車2台を発注し、同年7月29日その引渡しを受けた。車両代金の支払については、Y 5が個人名義で振り出し大藤が裏書をした約束手形により24回の割賦払いとされ、車両登録は大藤名義でなされた。

- (3) 平成3年7月頃、Y 5は、Y 1の同意を得て、事業を行っていなかった土勝の名義で生コン運送事業を行うことになった。

ただし、Y 5が土勝の取締役、代表取締役として登記されたのは4年7月1日であり、併せて取締役としてY 7が登記された。

なお、同日付で、土勝設立登記時の前記(1)記載の役員全員につき辞任登記がなされている。

- (4) 平成3年8月、土勝による生コン運送業務が開始され、大藤から土勝に対し、同年8月分の運送代金として100万円が支払われた。

なお、業務開始当初は、Y 5自らミキサー車に乗務していたが、逐次運転手を雇い入れて毎日乗務することがなくなった。

また、土勝は、4年10月までは、土勝の運転手を大藤所有のミキサー車に乗務させ、大藤から運送代金を得ることがあった。

- (5) 土勝は、大藤の事務所及びミキサー車駐車場を使用し、その後、平成3年8月31日付で、1か月当たり賃借料として事務所5万円・駐車場10万円、賃借期間2年間とする「事務所及び駐車場賃貸借契約書」が土勝とY 1の間で書面上作成されたが、土勝からY 1に賃借料が支払われることはなかった。

また、大藤の事業所内に、土勝を示す看板等の表示はなかった。

- (6) 大勝と土勝との間で、平成3年9月1日付で、概ね次の内容の備車契約書が作成された。

① 契約期間

3年9月1日から5年8月31日の2年間とする

② 契約金額

大型10 t 車 100万円／月

中型5 t 車 70万円／月

ただし、上記の金額には、大藤が要望した早出・残業費を含むものとする

③ 諸費用の負担

燃料費、保険料、修理費他車両に関する一切の諸費用は土勝の負担とする

④ 休車の場合

大型10 t 車 4 万円／日

中型 5 t 車 3 万円／日

備車が休車した場合は、上記の金額を月末支払時に差引くものとする

⑤ 契約の解除

土勝は、勤務時においては、服装、言動に注意し、現場等でのトラブルは起こしてはならない。万一、土勝が大藤に損害を与えた場合は、大藤は土勝に対し、契約を解除できるものとする。

(7) 平成3年10月18日、Y5は、10トンミキサー車2台を増車した。

車両代金の支払については、先に購入済みの2台と同様、Y5が個人名義で振り出し大藤が裏書をした約束手形により24回の割賦払いとされた。

なお、車両登録は土勝の名義でなされたが、先に購入済みの2台については、大藤名義のままであった。

(8) 大藤のミキサー車の車体には「DAITO」の文字が書き入れられていたが、土勝のミキサー車の車体には表示されていなかった。

(9) 土勝は、大藤の生コン運送以外の仕事をするは一切なく、大藤からの運送代金は、平成3年9月分として288万円、同年10月分として368万円、同年11月以降4年10月までは毎月400万円台、同年11月以降は毎月300万円台であった。

(10) 土勝の弁当代・燃料代・修理代・自動車保険料・労災保険料積増し分等の諸経費の支払事務は、大藤が代行していた。土勝は、運送代金からこれらの諸経費を差し引いた金額の支払を受けていた。

ただし、燃料代については、平成5年1月以降、土勝が直接業者に支払うようになった。

(11) 平成4年5月頃、X1は、大藤の運転手であるY8（以下「Y8」という）から「大藤の社長の兄が大藤専属の備車をやっていて、運転手の欠員が1人できたから、行く気があるなら行くか。個人だから保険もボーナスもなく、月に36万円ぽっきりや」と誘われた。

(12) 平成4年6月2日、X1が、Y8の紹介により、大藤の事業所でY5に会ったところ、直ちに採用が決まった。X1は、Y5から「みんなのとおり、しとってくれたらよい」と指示を受け、同日から土勝の生コン車への乗務を開始した。

(13) 大藤は、業務課、技術課及び営業課の3課をもって組織され、生コン

の出荷業務については業務課の所管となっている。通常、大型ミキサー車は16台程度が稼働しており、各ミキサー車には固有の号車番号が与えられ、ミキサー車の運転手は、各人専用に割り当てられた番号のミキサー車に乗務する。運転手に対する指示は、主に業務課長兼出荷係Y9（以下「Y9」という）が行っている。土勝のミキサー車は、1号車から4号車の番号が与えられており、X1は1号車に乗車していた。

(14) X1の日常業務は、概ね次のとおりであった。

ア 1号車の始業点検をした後、午前7時55分頃、大藤の朝礼に参加する。この朝礼には、Y1を始め大藤の役員が参加し、工場長による工事現場での諸注意等が行われる。Y5も参加していたが、Y5が前に出て発言することはなかった。

イ 朝礼終了後、1号車に乗り込み待機する。Y9から自動車無線により積込みの順番を伝えられると、ミキサー車をバッチャープラントへ移動させ、生コンの注入を受ける。

ウ 生コン注入の間にY9から出荷・納品伝票を受け取り、出荷伝票に記載された工事現場に向かう。到着時には到着した旨の無線連絡を行う。

エ 工事現場関係者の指示に従い生コンを打設、持参した納品伝票に現場担当者からサインを受領し、荷降ろし終了の無線連絡を行い、大藤へ戻る。以後、Y9の無線による指示どおり、同様の作業を繰り返す。

オ Y9から残業を命じられることもあるが、通常は午後3時30分頃に出荷作業を終える。ミキサー車を洗車し、所定の駐車場所に戻した後、一日の納品伝票を大藤の事務員に渡した上、生コンの運送場所、発着時間及び運送量等を記載した運転日誌を作成する。作成した運転日誌とミキサー車に搭載されているタコメーターのチャート紙を大藤事務所内所定の運転手と同じ場所に置いて、午後4時頃には退社する。土勝に対し業務結果を報告することはなかった。

カ 以上の業務については、大藤の運転手とまったく同様であった。また、Y5も、ミキサー車に乗車したときは、同じ業務を行っていた。

キ 土勝には月決めで一定の運送代金が支払われるため、土勝の1号車ないし4号車は、朝、大藤のミキサー車よりも先に走らされた。

ク X1は、自己都合で休暇を取りたいときは、大藤の出荷係へ連絡し、Y5には届けなかった。また、所定の届出書を提出することもなかった。

ケ 大藤の運転手は、入社時及び退社時にはタイムカードに打刻するが、X1にはタイムカードがなく、打刻したことはなかった。

コ 大藤の運転手は、大藤のネーム入り制服を毎年1着ずつ、同防寒服を2年に1着ずつ、定期的に支給を受け着用していたが、X1には、同様の支給はなかった。

X1は、Y8から分けてもらった大藤のネーム入り制服を着用する

などしていた。

- (15) X 1 は、Y 5 から、土勝と表記された給料明細とともに、月々の給料を手渡された。給料明細の内容は、平成 5 年 3 月までは、基本給 35 万円、弁当代 1 万 5,000 円、同年 4 月以降は、基本給 37 万円、弁当代 1 万 5,000 円であった。
- (16) 平成 3 年 9 月頃、大藤と土勝は、運輸一般労組から、1 年以内に土勝が道路運送事業免許を取得できなければ、土勝の傭車は認めない旨の申入れを受けた。
- (17) 平成 4 年 6 月ないし 7 月頃、土勝は、運輸一般労組から再度、道路運送事業免許を取得せよとの申入れを受けた。しかし、Y 5 は、同免許の取得は困難と判断し、取得のための手続きを取らなかった。
- (18) 平成 4 年 8 月頃、Y 1 は、X 1 外 1 名の土勝従業員を社長室に呼び、「今年いっぱい土勝の傭車をやめようと思うが、うちへ来る気があるか」と尋ねたところ、X 1 は、Y 5 との関係がある旨述べて断った。
- (19) 平成 4 年 12 月頃、Y 1 は、Y 5 に対し、4 年 12 月限りで傭車をやめたい旨話をしたところ、Y 5 は、5 年 8 月 31 日まで傭車契約があるので裁判をしてでも傭車を続けたい旨主張した。
- (20) 平成 5 年 7 月 20 日頃、土勝ミキサ一車のドラムの文字（軽量生コン、普通生コン）が白く塗りつぶされた。奇異に思った X 1 が、Y 5 に尋ねたところ、営業免許を取れない車のままでは大藤で仕事を続けることができなくなったため白く塗った旨の説明を受けた。
- (21) 平成 5 年 8 月中頃、Y 8 が、Y 5 に対し、X 1 の処遇について尋ねたところ、Y 5 は「5 年 8 月 31 日には大藤を撤退し、猪名川に引っ越して続けるつもりだ」と言った。

そこで、Y 8 は、X 1 が猪名川に通うのは遠いため大藤と一緒に仕事ができれば良いと考え、X 1 を連れ、Y 1 のところへ大藤の社員にしてもらえるよう頼みに行った。しかし、Y 1 は、大藤では、人員も必要ないし運輸一般労組との関係もあるから難しい旨述べた。やむなく X 1 は、Y 8 を通じ Y 5 に、猪名川で働く旨の返事をした。

- (22) その後、職を失うのではないかと不安になった X 1 は、同業他社に勤める友人に相談をしたところ組合を紹介され、平成 5 年 8 月 24 日、組合に加入した。
- (23) 平成 5 年 8 月 30 日昼頃、組合の組織部長、財政部長及びオルグら 5 名が、X 1 の労働組合加入通告書及び同年 9 月 2 日を交渉日時とする団体交渉（以下「団交」という）申入書を携え、大藤を訪れた。同通告書及び申入書は、大藤の取締役 Y 3 が受け取った。

団交申入書の要求事項は、概ね次のとおりであった。

- ① 分会に分会事務所と掲示板を貸与し、その他組合活動に必要な会社施設の利用を認めること
- ② 組合員に影響を与える問題（身分・賃金・労働条件の変更）につい

ては、事前に組合と協議して、労使合意の上で円満に行うこと

- ③ 次の組合活動については、就業時間内でもこれを認め、平均賃金を保障すること
 - (ア) 組合の正規の機関会議への出席
 - (イ) 組合の結集する教育諸集会、労使協議会が主催する会議・懇談会・研修会等への出席
 - (ウ) 団交への出席
- (24) 平成5年8月30日夕刻、Y1は、土勝関係者を除き大藤の全従業員を集め、「一つの会社で労働組合が2つも3つも分かれるようになったら、会社も大変や。会社がつぶれるかも分かん」と発言した。
- (25) 平成5年8月30日夜、Y8は、Y1の依頼を受けて、大藤従業員3名を連れX1宅を訪問した。Y8は、X1に対し「組合ができれば、社長が大藤をつぶすかもわかんので、組合をやめてほしい」と話した。しかし、Y8は、X1を説得することができなかった。
- (26) 平成5年8月31日朝、Y5は、X1に対し「明日から会社をやめる。来なくてよい。少ないけど退職金や」と言って40万円を渡したが、X1は同日昼頃に返却し、その日は通常どおり仕事をした。
- (27) 平成5年8月31日午前、X1宅へ行ったが説得できなかった旨の報告をY8から受けたY1は、今夜、X1と話をし、どういっいきさつでこうなったのか聞きたい旨話した。

そこでY8は、知り合いであったX1の妻に電話をかけたが会うことを断られた。その後Y8は、現場でX1とも話をしたが、X1は、「わしはもう組合を通じてしか話をせん」と断った。
- (28) 平成5年8月31日午前、組合は、大藤事業所内の積荷進入口にピケを張り、積荷の妨害を行った。午前11時半頃、Y5が現場から戻ると、申立人組合員から「やめんとがんばれや、何とか大藤で働けるようにしてあげるから」と言われた。そこで、Y5は、ピケを張っていた申立人組合員に「X1は土勝の人間だから大藤とは関係ない。大藤に迷惑をかけられへんから何とかピケを解いてくれ」と頼んだ。その後、12時30分頃ピケは解かれた。
- (29) 平成5年9月1日、X1が出社したところ、大藤の工場長であるY10から「大藤の従業員でないので乗る車はないから帰ってくれ」と就労を拒否された。X1がそれまで乗っていた1号車はなくなっていた。
- (30) 平成5年9月2日、大藤は、組合の団交申入れに応じなかった。このため、組合は大藤に対し、同月10日までに団交に応じるよう再度申入れを行った。
- (31) 平成5年9月4日付けで、大藤は、組合に対し「X1氏が当社の従業員であるのご主張されていますが、当社はそのご主張が理解できません。貴組合の団交申入れには沿いかねます」との文書を送付した。
- (32) 平成5年10月13日、土勝は、同年8月31日付けで解散を決議した旨登

記した。また、同年9月8日及び10月19日には、土勝の使用していたミキサー車4台が売却された。

- (33) 組合は、大藤に対し、平成5年10月28日付け団交申入書で、同年11月5日を開催日時として、「分会長X1の雇用関係確認の問題について」と併せて、前記(23)記載の5年8月30日付け団交申入書の事項についての団交開催を申し入れたが、大藤は、組合の申入れに応じなかった。

なお、大藤は、本件審問終結時まで組合の団交開催要求に応じていない。

3 請求する救済内容

申立人が請求する救済内容は、次のとおりである。

大藤は、平成5年10月28日付けで申し入れた団交申入書に関する団交に応じなければならない。

第2 判断

1 当事者の主張要旨

- (1) 組合は、次のとおり主張する。

ア 大藤は、X1と直接に雇用契約を締結した雇用主ではないが、不当労働行為制度における使用者は、当該労働者の労働関係上の諸利益に直接的な規制力、支配力を有する者を含むと考えられるので、大藤は、X1の使用者に当たる。

イ 土勝は、法人格を有しているものの実質的には形骸化しており、大藤に組織、運営を支配されているため大藤からの独立性はなく、同社の一運送部門であるにすぎず、大藤が、X1の実質的な使用者である。

したがって、大藤の団交拒否には正当な理由がなく、不当労働行為である。

- (2) 会社は、次のとおり主張する。

ア X1は、就労義務を専ら土勝の利益のために履行しており、大藤は、X1から義務を履行されている関係がなく、大藤がX1の労働関係上の諸利益に直接的な規制力、支配力を有する者となる余地はないので、大藤は、X1の使用者に当たらない。

イ 土勝と大藤は、法人格が異なるのみならず経理上の収支も独立し、取引主体として利益が相反する関係にあるから、大藤が、X1の労働関係上の諸利益に直接的な支配力、規制力を行使している実態はない。

したがって、X1の使用者でない大藤には、組合の団交要求に応じる義務はない。

2 不当労働行為の成否

- (1) 前記第1.2認定のとおり、大藤と土勝は法人格を異にしていたこと、また、X1は土勝の従業員として採用され、土勝から賃金を受け取っていたことなどから、X1には、土勝と雇用関係にあったことが認められる。

しかしながら、労働組合法第7条の使用者は、雇用契約の直接当事者

に限定されるものではなく、労務提供の実態などを踏まえ、不当労働行為制度の趣旨に即して判断すべきものとする。

よって、以下、大藤が、X 1 の労働組合法第 7 条の使用者に当たるか否かについて検討する。

(2) まず、X 1 と大藤の労働関係の実態についてみると、前記第 1. 2 (5)、(12) 及び (14) 認定のとおり、X 1 には、①就労開始に当たり、一運転手として同様の業務に従事していた Y 5 から「みんなのとおり、しとってくれたらよい」としか指示されず、大藤から直接、業務全般にわたる指揮命令を受けていたこと、②運転日誌等を直接大藤に提出し、土勝には業務結果を報告していなかったこと、③休暇を取りたいときは直接大藤の出荷係に連絡するだけで、Y 5 には届けていなかったこと、④労働時間についても、大藤から直接残業命令を受けていたこと、⑤大藤の事務所、駐車場などを利用するなど、大藤の運転手と同一の職場環境の中にあつたことなどが認められ、これらの事実から、X 1 は、大藤の指揮命令の下で、労働条件のうち労働時間及び職場環境等そのほとんどを大藤によって決定され、実質上大藤の運送部門に組み込まれていたものと判断される。

(3) 次に、大藤と土勝の関係をみると、前記第 1. 2 認定のとおり、土勝は、Y 1 らによって三田市への事業進出のため設立された会社であり、その役員構成は 1 名を除き現大藤の役員と同一であつたことをみても、大藤の事実上の支配下に置かれていたことが推認される。

また、Y 5 が土勝として運送事業を開始した後も、①その収入は、大藤からの備車代金だけであつたこと、②諸経費支払事務を大藤に任せていたこと、③ミキサー車購入代金の支払保証を大藤から受けていたこと、④大藤の事業所内に事務所を置いていたが、土勝を示す表示はなく、大藤の事務所やミキサー車駐車場を使用しながら賃借料を支払っていなかったことなどが認められる。

これらのことから、土勝は、企業としての独立性、自主性が極めて希薄であり、大藤の一運送部門とほとんど同視しても差し支えないものとする。

(4) さらに、X 1 に対する Y 1 の言動についてみても、前記第 1. 2 (24)、(25) 及び (27) 認定のとおり、Y 1 が、①大藤の全従業員を集め「一つの会社で労働組合が 2 つも 3 つも分かれるようになったら、会社がつぶれるかも分からん」と発言したこと、② Y 8 ほか大藤の従業員 3 名を X 1 方に赴かせ、組合をやめるよう説得させたこと、③ X 1 が説得に応じないと知るや、自ら説得をしようと考え、Y 8 を通じ X 1 と連絡をとろうとしたことからすれば、Y 1 は、X 1 の組合加入問題を大藤の問題として対処し、X 1 を大藤の従業員と同視していたことが窺われる。

(5) 以上のとおり、大藤は、X 1 の労働関係上の諸利益に対して、X 1 の雇用契約上の雇主である土勝と同視し得る程、具体的な影響力ないし支

配力を及ぼし得る地位にあり、また、Y 1 は、X 1 を大藤の従業員と同様に考えていたことが推認されることから、労働組合法第 7 条第 2 号の使用者に当たるといふべきである。

よって、大藤が、X 1 の使用者に当たらないことのみを理由として本件団交を拒否することは、正当な理由なくこれを拒否しているものと判断され、かかる大藤の行為は、労働組合法第 7 条第 2 号に該当する不当労働行為である。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条により、主文のとおり命令する。

平成 7 年 3 月 29 日

大阪府地方労働委員会
会長 由良数馬 ㊟